

アルバイト パート 契約社員 だから 賞与 退職金 家族手当 住宅手当 理由になりません!

同一労働同一賃金ガイドラインが改正されました

勤務時間ではなく
仕事の中身!

2026年10月1日から
パート・アルバイト・契約社員だ
からという理由だけで、手当や
賞与、福利厚生に差をつけては
いけないことになりました。

でも、
ルールが変わるだけでは、
職場は変わらない。

あなたの声を、会社に届けよう。

一人で言うのは難しいから、

労働組合で、
仲間と一緒に。

あれもこれも

非正規だから
ダメって
言われてませんか?

- ・病気休職
 - ・夏季冬季休暇
 - ・無事故手当
 - ・福利厚生施設
 - ・インフルエンザ
ワクチン接種補助
- なども対象です

パートタイム・有期雇用労働法
同一労働同一賃金の
ルール改正ポイント

- ①「有期雇用労働者だから」を理由に待遇を決めるのはダメ
- ② 手当などは、その目的に照らして待遇差を考える
- ③「正社員との待遇の違いは何か」と会社に説明を求められる



くわしくは
全労連の
WEBサイト



全労連

全労連・非正規雇用労働者
全国センター

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4全労連会館 4F
<https://www.zenroren.gr.jp/>
TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620
mail part@zenroren.gr.jp



「言っても無理」が、変わりはじめた

労働組合をつくり、会社と話し合った職場では、こんな変化が生まれています。



空港ターミナルビル職場の事例

ある県の第3セクターとして、「空港ビル」の管理・運営、売店やラウンジの営業を行う職場。複雑な賃金労働条件の決め方・運用に疑問と不満が労働者の間で蓄積していた。

「パートだから」で、
終わらせたくなかった

同じ職場で働いているのに、雇用形態を理由に待遇が違うことに、疑問や不安が積み重なっていました。「パートだから仕方ない」とあきらめたくない。その思いから、労働組合に相談しました。

「一人で会社と交渉するのは難しい。仲間を増やそう」。労働組合からのアドバイスをきっかけに、職場に労働組合をつくり、みんなで要求を整理して、会社と話し合うことを決めました。

労働組合で交渉したら
職場が変わった!

次は職場の人に声をかけ組合員を増やしながら会社と団体交渉*を行い、要求が実現していきました。**土・日・祝日の休日手当の引き上げ、セクハラ・パワハラ研修の実施**など。就業規則・規定の閲覧、労働組合の掲示板設置で情報共有、組合加入を確認しないことも会社に約束させました。ついに組合員は職場の過半数を突破しました。職場にある「どうして?なんで?」と思ったことは、労働組合で解決していきます。

※会社は労働組合の団体交渉申し入れを断ることはできず、誠実に対応する義務があります。
(労働組合法7条2項)

一人では難しいことも、
労働組合なら声にできる。

労働相談
ホットライン

☎ 0120-378-060

月～金曜日 10:00～17:00

✉ メール相談フォームからも受付 ▶



相談無料

秘密厳守